

第 33 期第 7 回研究会「権力監視型調査報道の必要条件と十分条件」(メディア倫理法制研究部会企画)  
終わる

日 時：2012 年 11 月 17 日 (土) 13:30～15:00

会 場：大学コンソーシアム京都 5 F 演習室

問題提起者：高田昌幸 (高知新聞社)

討 論 者：西村秀樹 (近畿大学)

司 会：渡辺武達 (同志社大学)

参 加 者：32 名

記録執筆者：渡辺武達 (同志社大学)

研究会の狙いは代議制民主国家における国民の知る権利とメディア／ジャーナリズムの役割を軸にして、国家権力と報道機関、ジャーナリズムとジャーナリストのアカウンタビリティについて、「情報は誰のものか」という視点から、情報入手法の限界、違法・合法を含めた調査報道のあり方について意見交換することであった。

問題提起者の高田氏は北海道警の裏金問題を取材班キャップとして扱い、後に取材対象者から名誉毀損等で訴えられた元北海道新聞、現高知新聞記者で、討論者の西村氏は沖縄密約報道や北朝鮮の人権問題に詳しい元毎日放送勤務者、司会の渡辺は日本の国税庁による移転税制問題でのリークと特定メディアとの癒着について米国連邦裁判所で専門家鑑定 (Expert Report) をした経験があり、議論枠組には整合性があった。

会全体の論点は第 1、権力悪についての調査報道と取材法、第 2、取材源保護と報道記者の擁護の 2 点で、北海道警裏金問題、沖縄密約報道、国民の知る権利と報道内容の公益性／市民利益、取材法の合法性および違法性、「公益通報」(内部告発) の受け皿としてのメディアの信頼性、内部情報の取り方と裏付け、権力が強化する守秘義務違反規定などで、それらが参加者の具体的経験とともに語られた。

新聞社の現役時代に長良川河口堰建設問題で科学的知見からは合理性のない建設だという克明な調査資料を得ながら、社内上層部から記事化を止められた元記者などの参加もあり、調査報道のむずかしさが政経権力だけではなく、それらに迎合していくメディア企業内部の力学にもあることにも触れられ (『報道弾圧』東京図書出版)、研究会終了後も場所を変えて、白熱した議論が続いた。